

第6回 市民と議会のつどい

「語ってみゅーか」

平成22年10月28日（木）、29日（金）午後7時

<会次第>

◇開会あいさつ	19:00
◇議会報告	19:05
平成22年9月定例議会を終えて 前回つどいの処理結果について	
◇意見交換	19:30
・テーマ「地域のきずな」について	
◇フリートーク	20:00
市政全般について、ご意見・ご要望をお聴きします。	
◇閉会あいさつ	20:55

◆「市民と議会のつどい」の実施方法

時期 原則として3月及び9月定例議会終了後2ヶ月以内に開催

場所 市内8地区（三浦、鈴田、大村、西大村、竹松、萱瀬、福重、松原）の住民センター、コミセンなど

実施方法 議員が市民全体の代表者として6人編成の4班にわかれ、市内各地区で実施します。地元の議員が参加するとは限りませんのでご了解ください。



平成22年9月定例会の概要

21年度の決算12会計を認定したほか、補正予算や条例改正など17議案を可決(同意、承認)しました。市政一般質問においては17名の議員が質問を行いました。なお、一般会計決算においては、決算特別委員会(議長を除く全議員が委員)を設置し、集中的な審査を行いました。

平成21年度一般会計決算

□概要

歳入決算額 368億4,651万8,452円

歳出決算額 354億4,076万3,451円

国の緊急経済対策、定額給付金などに伴い、歳出決算額は前年度と比較して、約30億1,564万円、9.3%の増。

□分科会審査における主な質疑・意見

□財政部

市税のコンビニ収納手数料の減額や収納体制の強化を行うよう意見。

□商工観光部

さくら商品券について、事業の総括を行い、今後の施策に活用するよう意見。

□農林水産部

鳥獣被害対策について、調査のあり方を検討するとともに、捕獲報奨金を設けるよう意見。

□福祉保健部

生活保護の医療扶助費における多重受診者の対応について質問。理事者からは「レセプトや医師の意見書をチェックし、月に14日以上通院している者に対し指導を行っている」との答弁。

□総務部

公用車の事故防止対策について、大きな事故を未然に防ぐためにも、事故を起こした職員に対し今まで以上に厳しい対応を検討するよう意見。



主な特別・企業会計決算の概要

□国民健康保険事業特別会計

歳入決算額 87億9,458万9,390円

歳出決算額 88億 343万7,124円

20年度、約2億円の赤字収支だったが、税率の引き上げ等により、平成21年度では約880万円の赤字収支。

審査を行った厚生委員会では、収納課や消費生活センターと連携を図り、さらなる収納強化に取り組むよう意見。

□後期高齢者医療事業特別会計

歳入決算額 7億4,661万4,474円

歳出決算額 7億4,626万2,674円

負担金として約6億9,300万円を長崎県後期高齢者医療広域連合に納付。

なお、一般会計からも医療費負担(療養給付費等の12分の1)として約6億1,500万円を広域連合へ納付。

□モーターボート競走事業決算

収益 467億1,487万3,149円

費用 459億 294万1,165円

本場での売り上げは厳しいものの、電話投票での売り上げが好調で約8億1,193万円の純利益を計上。

一般会計へ3億8千万円の繰入れを行う。



市政 トピックス

9月定例会や全員協議会で取り上げられた
市政の動きです。大村市議会はココに注目
しています!!

多目的スポーツ広場

市は入国管理センター跡地（古賀島町595番地2、敷地面積3万3,600㎡）を多目的スポーツ広場として利用するため整備を進めています。

総事業費は土地の購入費用約6億9,500万円を含め、約13億円です。（国から約7億3,000万円の補助金あり）

9月の全員協議会では、サッカーやグラウンドゴルフなどができる全面人工芝のグラウンド、周囲にはジョギングができる走路、駐車場（100台収容）、トイレを設ける予定であるとの報告がありました。

議会では、利用できるスポーツの種類や整備が進められている総合運動公園（黒丸町）との整合性について市と論議を行っています。



親和銀行跡地

市は親和銀行大村支店跡地（本町アーケード）に市民交流プラザ（1階から3階）、市営住宅（4階から12階）を建設する計画を進めています。

9月定例会の一般質問では、多くの議員がこの計画について取り上げ、市民交流プラザの内容や駐車場の確保、中心市街地の活性化など、さまざまな角度から市と論議を行いました。

議会では今後もこの計画を注視するとともに、多くの市民の意見を聴取するよう要求しました。

競艇場建替え

市は老朽化による大村競艇場のスタンド棟、競技棟の建替計画（ロイヤルスタンドは一部改修のみ）を発表しました。工事期間は平成24年11月から平成27年3月までの予定で、総事業費は約70億円です。

議会では、今後も総事業費などの財政面を注視するとともに、基本設計や実施設計において、地元業者の参入の機会が増えるよう要求しました。



意見交換

テーマ 『地域のきずな』

□現在の状況

大村市では、高齢者や障がい者、子どもなどといった対象者ごとの施策、さらには健康づくりなどを支援する施策を展開しています。また、地域住民やボランティアなどによる活動、町内会や民生委員、社会福祉協議会などによる地域での相談・支援活動などの取り組みも積み重ねられています。

しかし、私たちの住む地域社会は、「地域」「家族」「職場」など、従来個人を支えてきた力が、「都市化」「少子高齢化」「核家族化」「景気悪化」などによって、徐々に弱まってきています。

この変化を反映し、福祉ニーズは増大、多様化しており、セーフティネットとされてきた今までの公助福祉施策のあり方が問われています。

このような社会状況の中で、だれもが安心して自立した日常生活を送ることができる環境をつくるためには、地域住民・NPO・企業・行政などの地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う地域づくりが必要です。



□大村市の取組みと現状

地域福祉計画

地域福祉計画とは、平成12年に改正された社会福祉法において規定された計画で、市町村は住民等の参加を得て、地域社会での多様な生活課題に対して、地域全体で取り組む体制を整備することを内容とする「市町村地域福祉計画」を策定することとされています。

これは、地域で誰もが安心して福祉サービスを利用し、地域の支えあいの中で、尊厳をもって自分らしい自立した生活が送れるような地域社会をつくるための計画です。

大村市でも、住民アンケートや住民懇談会、地域福祉計画ワーキンググループでの話し合いなどを重ね、この計画を策定中です。市は今後、策定検討会で協議を行い、来年2月に計画を完成させる予定です。



介護予防事業

予防教室や講座を開催（認知症予防、口腔機能強化など）。また、地域でのサロンづくりやその支援員やリーダーの人材育成を行っています。

地域子育て支援

ボランティアを主体とした子育て支援体制を整備するため、地域子育てサポーターの養成や支援を必要とする家庭のニーズ調査などを行っています。

自主防災組織

主に町内会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

市はPR活動や結成補助金の交付など、さまざまな促進活動を行い、組織率100%を目指しています。3月1日現在の組織率は、30.9%（54組織）です。

災害時要援護者支援

民生委員からの情報を元に、要援護者（災害時に1人で逃げるできない高齢者、障がいをお持ちの方）に関する情報を収集し、データ化、システム化を行っています。現在の登録者数は約800人。

大村市議会の議会改革



■ 議会基本条例の制定

議会の役割と活動の指針を明確にするため、議会基本条例を制定しました。議員同士、行政側との活発な議論の推進や市民への説明責任などが盛り込まれており、具体的には、「市民と議会のつどい」の定期開催や行政側が議員に逆質問できる「反問権」の付与、一般質問をわかりやすくするための「一問一答方式」の導入などを定めています。

■ 市民と議会のつどいの開催

議会での意思決定に関する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を行うため、市内8地区で年2回、「市民と議会のつどい」を開催しています。ご参加された市民の皆様からいただいたご意見は、議会全体で整理・研究し、定例議会の一般質問で取り上げるとともに、重要な案件については、大村市へ要望を行っています。

■ 市政研究会の開催

政務調査の報告や市政の動きについて情報の共有を図るために、定例議会がない月にも全議員が集合し、「市政研究会」を開催しています。

■ 一般会計予算・決算特別委員会の設置

これまで一般会計の予算・決算審査は、各常任委員会の所管に分けて審査を行っていましたが、行政運営の根幹である一般会計の重要性に鑑み、監視機能の強化、論議の活性化を図るため、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行っています。

■ 一般質問のインターネット放送

一般質問をいつでも見られるように、一般質問の録画中継をホームページ上で配信しています。

■ すべての会議を完全公開

本会議、委員会等、原則すべての会議を公開しています。

■ 政務調査費の透明性の確保

政務調査費の執行状況をホームページ上で公表するとともに、議会事務局で収支報告書が閲覧できます。

■ 議会基本条例、議会改革の検証、強化

これまで取り組んできた議会改革を検証するとともに、議会基本条例が有効に機能しているかを検証する組織を設置しました。

「議会運営グループ」…わかりやすい議会運営に関すること。議会機能の強化に関すること。

「政策グループ」…政策提言・立案体制の充実強化に関すること。

「広報グループ」…情報発信・提供に関すること。市民参加の機会の拡充に関すること。

今後もさらなる議会改革に取り組んでまいります。

ぜひ議会改革に対する市民の皆様のご意見をお聞かせ下さい！



市議会の活動を知るためには

市議会の活動は、定例会や臨時会の会議のほか、必要に応じて各種委員会や全員協議会など、市政の重要な問題などを話し合う会議などが開かれています。

それら議会の活動を知っていただくためには、以下のような方法があります。

①傍聴

本会議及び委員会は、公開されています。傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に記載のうえ、傍聴ください。ただし、委員会は、傍聴席に限りがありますので、事前に議会事務局(TEL53-4111内線303)までお問い合わせください。

②会議録

本会議の記録は、市役所(情報コーナー)、市立図書館、各出張所で閲覧できます。また、議会ホームページでもご覧いただけます。

③市議会だより

市議会の活動を広く市民の皆様にお知らせするために、定例会ごとの年4回「市議会だよりおむら」を発行し、市報などと一緒に各戸配布するほか、市の各施設にも置いておりますので、ぜひご覧ください。

④議会ホームページ

インターネットを使って、大村市のホームページから市議会のホームページをご覧いただけます。内容は、議会のしくみ、市議会だより、会議録、本会議(一般質問)の録画配信、本会議の予定、一般質問の内容など最新の情報を掲載しています。

請願・陳情の出し方

市議会は、みなさんから市政などに対する要望や意見を請願あるいは陳情として受け付け、審査を行います。請願書については、議会で採択か不採択かの結論を出し、採択したものは国・県など関係機関に必要な措置を講じるよう求めます。陳情書は委員会に送付することとしています。

請願・陳情書は、市政についての要望、提出年月日、提出者の住所・氏名などを記載し、押印したものを議長に提出することになっています。なお、請願書を出すには1人以上の議員の紹介が必要です。(陳情書は議員の紹介は不要です)

請願・陳情については随時受け付けていますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

(請願・陳情の書き方)

平成 年 月 日

大村市議会議長 殿

住 所
氏 名 (代表者名) 印
紹介議員 印

※陳情書の場合は不要

件名 ○○○○に関する請願(陳情)

要旨
理由

上記地方自治法第124条の規定により請願いたします。 ※陳情書の場合は不要